○津久見市空き家バンク登録支援事業補助金交付要綱

|  |
| --- |
| (令和4年3月31日告示甲第12号の7) |

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

|  |
| --- |
|  |

(目的)

第1条　この要綱は、空き家バンクに登録した空き家の家財道具等の処分及び当該処分に伴う空き家内外の清掃（以下「家財処分等」という。）を行う者に対し、その家財処分等に要する費用の一部を補助することにより、空き家情報バンクの登録及び取引の促進を図り、もって定住促進による地域の活性化に資することを目的とし、その補助金の交付に関しては、津久見市補助金等交付規則（昭和39年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この要綱において使用する用語は、津久見市空き家情報バンク制度要綱（平成20年告示甲第1号。以下「実施要綱」という。）において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条　補助の対象となる者は、空き家登録者（実施要綱第2条第5号に規定する空き家登録者をいう。）であって、当該空き家について、この要綱による補助金の交付を受けた日から引き続き2年以上空き家バンクに登録する意思があるものとする。ただし、市税を滞納している者を除く。

(補助対象経費)

第4条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主に依頼して実施した空き家の家財処分等（第6条第1項の規定による交付申請の日の属する年度の3月31日までに完了するものに限る。）に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条　補助金の額は、補助対象経費（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、10万円を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第6条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空き家バンク登録支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、家財処分等を行う日前10日までに、市長に提出しなければならない。

(1)　見積書の写し

(2)　家財処分等箇所の写真（家財処分等実施前）

(3)　その他市長が必要と認める書類

2　前項に規定する申請は、申請者1人当たり1回及び空き家1戸当たり1回を限りとする。

(交付決定)

第7条　市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、空き家バンク登録支援事業補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、家財処分等が完了したときは、家財処分等が完了した日から14日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに空き家バンク登録支援事業実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　領収書の写し

(2)　家財処分等箇所の写真（家財処分等実施後）

(3)　その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第9条　市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、空き家バンク登録支援事業補助金確定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第10条　補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、空き家バンク登録支援事業補助金交付請求書（第5号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条　市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

1　この告示は、令和4年4月1日から施行する。

2　この告示は、令和9年3月31日限りその効力を失う。

第1号様式(第6条関係)

津久見市空き家バンク登録支援事業補助金交付申請書

[別紙参照]

第2号様式(第7条関係)

空き家バンク登録支援事業補助金交付決定（却下）通知書

[別紙参照]

第3号様式(第8条関係)

空き家バンク登録支援事業実績報告書

[別紙参照]

第4号様式(第9条関係)

空き家バンク登録支援事業補助金確定通知書

[別紙参照]

第5号様式(第10条関係)

空き家バンク登録支援事業補助金交付請求書

[別紙参照]